

第3次鈴鹿市子ども読書活動推進計画（改定版）

— 自分を知る 人を知る 世界を知る

読書で広がる すずかっ子の未来 —

令和2年3月

鈴 鹿 市

はじめに

近年、わが国では情報メディアの発達・普及や生活環境の変化により、子どもの読書離れ、とりわけ青年期での読書時間が減少している点などが社会問題として指摘されています。しかし、子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。そのため、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、社会全体で積極的に環境を整える必要があります。

鈴鹿市では、「鈴鹿市総合計画2023」の個別計画として、平成29年に「第3次鈴鹿市子ども読書活動推進計画」を策定し、7年間を計画期間として施策を進めてまいりました。この計画により、乳幼児期から児童期、青年期まで、子どもの発達段階に応じた「環境づくり」、「出会いづくり」、「人づくり」という3つの基本目標を定め、家庭・地域・学校等の連携の下で読書環境の充実を図り、子どもたちが読書活動を通して健やかに成長し、明るい未来を築いていけるよう様々な取組を進めています。

この度、総合計画の後期基本計画を策定するに当たり、国等の動向やこれまでの取組に対する課題を踏まえながら、本計画の改定を行いました。今後も子どもたちがさらに読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう関係機関と連携しながら、さらなる子どもたちの読書環境の整備に取り組んでまいります。

最後になりましたが、改定に当たり、読書活動に関するアンケートやパブリックコメントに御協力いただきました市民の皆様及び関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

鈴鹿市長 末松 則子

目 次

第1章	計画の中間見直しに当たって	1
1	鈴鹿市における子どもの読書活動推進の動きと 第3次鈴鹿市子ども読書活動推進計画中間見直しの趣旨	1
2	読書活動推進の意義	2
	(1) 読書とは	
	(2) 読書活動とは	
	(3) 今後求められる読書活動	
	(4) 個々の特性を大切にした読書活動	
3	子どもの読書の状況と読書環境	3
	(1) 子どもの読書の状況	
	(2) 読書スタイルの多様化	
4	子どもの読書活動推進に関する国・県の動き	5
	(1) 子どもの読書活動推進に関する国の動き	
	(2) 子どもの読書活動推進に関する県の動き	
5	第3次推進計画の考え方	7
	(1) 計画の位置付け	
	(2) 計画の対象	
	(3) 計画の期間	
	(4) 計画の進行管理	
第2章	第二次推進計画期間における取組と課題	9
1	乳幼児期の読書活動推進の取組と課題	9
	(1) 取組	
	(2) 今後の課題	
2	児童期における読書活動推進の取組と課題	11
	(1) 取組	
	(2) 今後の課題	
3	青年期における読書活動推進の取組と課題	13
	(1) 取組	
	(2) 今後の課題	
4	鈴鹿市の子ども読書活動に関する調査結果	15
	(1) 調査対象	
	(2) 鈴鹿市の子どもの読書状況	
	(3) 課題	

第3章	第3次推進計画の基本方針	17
1	計画のテーマ	17
2	第3次推進計画における基本的な視点	18
	(1) 発達段階に応じた読書活動の推進	
	(2) 3つの基本目標	
	(3) 施策の体系	
第4章	子どもの発達段階に応じた読書活動推進のための方策	21
1	乳幼児期の子どもの読書活動推進	22
	(1) 環境づくり	
	(2) 出会いづくり	
	(3) 人づくり	
2	児童期の子どもの読書活動推進	28
	(1) 環境づくり	
	(2) 出会いづくり	
	(3) 人づくり	
3	青年期の子どもの読書活動推進	34
	(1) 環境づくり	
	(2) 出会いづくり	
	(3) 人づくり	
4	第3次推進計画 取組項目 担当課一覧	40
第5章	成果指標と成果目標	46
資料	資料1 用語解説（本文中に「*」を記した語句を解説）	47
	資料2 子どもの読書活動の推進に関する法律	53
	資料3 第3次鈴鹿市子ども読書活動推進計画策定に係る 意見聴取のための市民委員会 委員名簿	56

1 鈴鹿市における子どもの読書活動推進の動きと

第3次鈴鹿市子ども読書活動推進計画中間見直しの趣旨

鈴鹿市（以下「本市」という。）では、2006（平成18）年4月に「鈴鹿市子ども読書活動推進計画」を、2011（平成23）年4月には、「読書を通して、大人と子ども、子どもと子どもがつながる鈴鹿のまち」をテーマに「第二次鈴鹿市子ども読書活動推進計画」（以下「第二次推進計画」という。）を策定しました。

この間、「身近な大人が積極的に子どもの読書活動に関わること」、「乳幼児期から子どもの発達段階に合わせて、読書の習慣づくりを応援すること」、「読書活動推進に係る関係団体の連携を強化すること」の3つの柱に基づき、家庭・地域・学校において、それぞれが子どもの読書活動推進に取り組んできました。

それにより、家庭や保育所・幼稚園等における乳幼児期からの読み聞かせが定着するとともに、小中学校では、図書資料を活用した学習が行われるようになりました。そして、それらの取組を支えるボランティア等との連携も進みました。

しかし、依然として、小学校高学年から中学生にかけて、読書離れが進むこと、学校ごとに取組の差が見られること、関係機関の連携が十分でないこと等の課題が見られました。

このような第二次推進計画における成果や課題を検証し、具体的な数値目標を加えるなどの見直しを行い、2017（平成29）年度から7年間の子どもの読書活動を推進していく指針として、2017（平成29）年3月に「第3次鈴鹿市子ども読書活動推進計画」（以下「第3次推進計画」という。）を定めました。

2019（令和元）年度は、第3次推進計画で設定した数値目標の中間見直し年度に当たり、国等の動向を踏まえ、これまでの取組が効果的に推進されているか、取組の課題を再確認し、見直しを行うものです。



2 読書活動推進の意義

(1) 読書とは

読書は、人類が獲得した文化であり、読書そのものを目的として楽しんだり、時には、読書を手段として、知識を得、物事を深く考えたりすることによって、よりよく生きる知恵や活力を得ることができます。



特に子どもの時代における読書は、脳や心の成長にとって最良の肥やしであり、生涯にわたる読書生活の礎となります。

なぜなら、文学作品を読むときには、時間や空間を越え、様々な人の生き方やものの考え方を、登場人物を通して追体験し、そこに描かれている「もの」や、人の感覚、感情、考え、そして、これから起こりうることなどに対して想像力を働かせます。また、論説文* や説明文* などを読むときには、知識を広げ、教養を深めるだけでなく、筆者のものの見方や考え方に触れ、共感したり、批判的思考を働かせたりします。このように、自分自身や登場人物、筆者と対話しながら読書することにより、自らの考えを深め、自身の価値観の形成や、見えないものを見る感性を育むことができます。加えて、物事の捉え方や捉えたものの表現の仕方についても学ぶこともできます。

子どもの「考える力」、「感じる力」、「表す力」等を育てるとともに、豊かな心情を育て、自己の発見と確立を促す上で、読書の意義は大変大きいものがあります。読書は、「自分の経験を増やす」ことであり、「一生」を「多生」に変えるとも言われ、人生をよりよく生きる力へとつながるのです。

(2) 読書活動とは

子どもたちが、目的や必要に応じて自ら本を手にとり、自己の成長に役立てることのできる「自立した読書人*」へと成長するためには、幼い頃から、様々な読書活動を体験することが必要です。読書活動とは、1冊の本を読む読書行為のみを指すのではなく、読み聞かせや読んだ本を紹介し合う活動、登場人物や筆者の主張を読み解くこと、感想や意見を交流する活動、読書によって得た感動や知識を表現する活動など、読書の楽しみをより深く味わおうとする活動全てを含みます。

このような読書活動を幼い頃から体験することが、読書の習慣化や読書の幅を広げることにつながります。また、幼いときに身近な大人から絵本を読んでもらい、本を介して共有した楽しい思い出は、子どもたちの心に残ります。「人は記憶で生きていくもの」と言われることがあります。子ども時代に、喜びと希望を持って過ごすことができるなら、子どもは、その後の人生を希望あるものとしてたくましく生きていくことができます。

(3) 今後求められる読書活動

近年、社会のグローバル化* が急速に進み、環境や経済、国際関係など様々な分野において、専門家も予測が難しく、答えを持たない複雑で世界規模の問題が生じています。一人ひとりが、考えや知識、知恵を持ち寄り、正解ではなく、納得解・最適解を導き出す力が求められています。そのため、これからの子どもたちには、単に知識を覚えていることより、調べたことを使って、社会科学的な見方、理科学的な見方、数学的な見方といった多角的に物事を見る柔軟な視点を持ち、そして思考し、建設的に論述できる力が求められるようになりました。その際、様々な価値観を持つ人々と交流し、協働できる力も求められています。

このとき、1つの文章や、1冊の本を読むだけでは、物事を多角的に見る力は育ちません。読書活動を通して、複数の文章や様々な表現方法で表されたものを読み、情報や人の考えを比較検討したり、関係付けたりして考えることや、考えたことを人と交流して深めていくことは、求められる資質能力の基盤をつくることとなります。

(4) 個々の特性を大切にした読書活動

2016（平成 28）年 4 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。これにより、障がいのある人への合理的配慮* の提供が義務付けられました。この法律にいう合理的配慮の提供対象は、第 3 次推進計画においては、障がいのある子どもということになりますが、他にも外国につながる子どもや LGBT* の子どもなど多様な子どもがおり、それぞれに、配慮を必要とします。様々な読書ニーズ*や読書スタイル* に応える読書環境の整備と読書機会の提供が求められるとともに、人々の多様性を知り、学ぶ場としての学校図書館や公共図書館の環境整備も必要です。

「適書を適者に適時に*」という言葉があります。子どもの読書活動を支援するときの要となる理念であり、全ての子どもに対して、心がけることが重要です。このことは、どの子にも読書の楽しさと情報を保障し、ことばの力や想像力を育み、より豊かに生きる力を育むことにつながるのです。

3 子どもの読書の状況と読書環境

(1) 子どもの読書の状況

全国学校図書館協議会が毎日新聞社と共同で実施している「学校読書調査」（2018（平成 30）年 6 月）によれば、「5 月 1 か月に読んだ本の冊数」が、小学生では 9.8 冊、中学生では 4.3 冊、高校生では 1.3 冊でした。読書離れが危惧された約 20 年前と比べると、小中学生の冊数は伸びていますが（1995（平成 7）年 小学生 5.4 冊、中学生 1.8 冊、高校



生 1.2 冊), 年齢が上がると読書離れが進む傾向は変わっていません。また, 5 月 1 か月間に 1 冊も本を読まなかった子どもの割合は, 小学生が 8.1%, 中学生が 15.3%, 高校生が 55.8%でした。現状として, 特に高校生の不読率*が高い状況にあります。

国が実施した「子供の読書活動の推進等に関する調査研究(平成 28 年度)」でも, 同様の結果が出ています。本を読まない理由として小学生, 中学生, 高校生のいずれも 30%以上が「普段から本を読まないから」と回答しています。このほか小学生では「どの本がおもしろいのか分からない」, 「文字を読むのが苦手」等の割合が相対的に高くなっています。また, 本を読むきっかけとして, 小学生では家族や家庭環境の影響が大きいことがうかがえますが, 小学生, 中学生, 高校生ともに 30%以上が「友達がおすすめの本を教えてくれたり貸してくれたりする」と回答していることが分かりました。

これらのことから, 小学校高学年から中学校, 高校における読書機会の充実と目的や個に応じて読書への関心を高めることが特に必要です。また, 家庭における読書環境が子どもの読書量や読書習慣の形成に与える影響は大きいものがあり, 保護者の読書や子どもの本に対する理解を深めることが大切です。幼少期のみならず, その後の発達段階においても保護者への啓発を継続することが重要です。

(2) 読書スタイルの多様化

近年, ICT 機器* の急速な普及により, 読書の形態がすいぶん変化してきています。「電子書籍元年」と言われた 2010(平成 22)年から 10 年が経とうとしています。多種多様な電子メディア端末の登場や高速情報ネットワーク網の普及と電子書籍サービスの急展開により, 書籍を印刷媒体で読むのか, それとも電子媒体で読むのかを, 個人が選択できる読書環境が整ってきました。日常生活における読書環境だけでなく, 学校教育や公共図書館をはじめとする様々な教育・学習の場にも地域間の差はあるものの, 普及・浸透しつつあります。

一般的に, 紙媒体の書籍は閲覧性* や一覧性* に優れ, 電子媒体の書籍は検索性* や保存性* に優れていると言われています。いずれにしても, われわれ大人は, 時代のニーズに合わせて次々に開発される新しい道具の「是非」を問うのではなく, その長短を見極め, どんな時にどう使うとよいか, あるいはあえて使わないかを主体的に考え, 選択できるすべを子どもたちに伝える必要があります。

したがって, 「読書＝紙の本を読む」と狭義に捉えるのではなく, 表現手法を問わず書かれたものを読む行為を広く読書と考え, 目的に応じて賢く選択できる力を育てることが大事です。



4 子どもの読書活動推進に関する国・県の動き

(1) 子どもの読書活動推進に関する国の動き

国は、読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動を、国を挙げて支援するため、2000（平成 12）年を「子ども読書年」とし、2001（平成 13）年 12 月には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。これを受け、2002（平成 14）年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、その後、2008（平成 20）年 3 月に第二次基本計画を、2013（平成 25）年 5 月に第三次基本計画を、2018（平成 30）年 4 月には、諸情勢の変化等を踏まえ第四次基本計画を策定しました。

第四次基本計画では、基本的方針として、次の 2 つの取組を通じ、子どもの読書への関心を高めることが示されています。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 読書習慣の形成に向けた発達段階ごとの効果的な取組の推進2 友人同士で本を薦め合うなどの読書への関心を高める取組の充実 |
|---|

この間、2014（平成 26）年 6 月に、「学校図書館法の一部を改正する法律」が公布、2015（平成 27）年 4 月に施行されました。その中で、学校司書* を置くことや学校司書の資質向上を図るための研修の実施等が努力義務として定められました。現在、学校司書の配置状況は、「学校図書館の現状に関する調査*」によれば、2016（平成 28）年 4 月 1 日現在で、公立小学校で 59.3%，公立中学校で 57.3% となっており、毎年、少しずつ伸びています。法律の施行により、今後、その割合はさらに増えていくことが予想されます。

さらに、2016（平成 28）年 12 月末、中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等*の改善及び必要な方策等について」が出され、2030（令和 12）年の社会を見据えた教育の展望が示されました。

その中で、教科等を越えて全ての学習の基盤として育まれる資質・能力の 1 つとして、言語能力の向上を重視しており、その向上には読書が重要な活動であり、各学校段階において、読書活動の充実を図ることが必要であるとしています。

また、子どもたちの読書活動に関する課題として、「受け身の読書体験にとどまり、筆者の考えや情報を読み解きながら自分の考えを形成していくという能動的な読書になっていない」という指摘が取り上げられていることから、今後、学校図書館の役割にますます期待が高まるとともに、各学校における教育課程内外を通じた自主的・自発的な読書活動の充実が求められます。

2017（平成 29）年 3 月には小中学校学習指導要領及び幼稚園教育要領が、2018（平成 30）年 3 月には高等学校・特別支援学校の学習指導要領が改訂されました。小・中・高等学校では、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ることとし、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することが定められました。また、幼稚園では、幼児が絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付けることが定められました。

（2）子どもの読書活動推進に関する県の動き

三重県では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」や国の基本計画を踏まえ、2004（平成 16）年 3 月に「三重県子ども読書活動推進計画」を、2009（平成 21）年 11 月に「第二次三重県子ども読書活動推進計画」を策定しました。そして、2015（平成 27）年 4 月に「第三次三重県子ども読書活動推進計画」（以下「県の第三次推進計画」という。）を策定し、取組が進められています。

県の第三次推進計画では、家庭、地域、学校等における役割をより明確にするとともに、「子どもと本をつなぐ」取組の 3 つの基本的な方針を次のとおり示しました。

- 1 家庭、地域、学校等における、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の 3 つの観点に沿った取組を相互に連携・協力し、社会全体で促進
- 2 家庭、地域、学校等の取組を支援するための助言や情報提供の充実
- 3 子どもの読書活動の意義について県民の理解を深めるための広報啓発活動の実施

併せて、三重県独自の取組方向を「読書をとおした地域づくり、子どもの育ちと学びの推進」とし、それぞれの地域の資源を生かした特色ある取組を「みえの学力向上県民運動*」における取組と連携して推進しています。

そのため、具体的には、公立図書館における「ボランティア育成と支援」、「地域の多様な主体との連携」、公民館における「読書ボランティア、地域ボランティア活動の拡充」、小中学校では「学校司書配置の拡充」、「家庭や地域との連携」、「学力向上に向けた取組の推進」、「家庭に向けた取組の推進」といった方策が新たに加わっています。

5 第3次推進計画の考え方

人は、心身の発達とともに読書興味が変化し、読書能力も大きく成長していきます。子どもが日常的に読書に触れ、読書を楽しみながら健やかに成長していくために、発達段階に応じた継続的な子どもの読書活動推進が必要となります。

第3次推進計画では、保護者、保育所・幼稚園等、学校、そして、鈴鹿市立図書館（以下「市立図書館」という。）や公民館といった市の施設の連携・協力のみならず、様々な地域の物的資源・人的資源との連携・協働や市民への広報・啓発をも視野に入れた「家庭・地域・学校等の連携」を強化し、子どもの発達段階に応じた「読書環境の整備」、「読書機会の充実」、「読書に関わる普及・啓発と人材育成」を図ることにより、本市全体で子どもの読書活動を推進します。

（1）計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、「当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」として策定します。策定に当たっては、県の第三次推進計画やこれまでの本市における推進計画の成果と課題を踏まえ、本市の上位計画である「鈴鹿市総合計画2023」の個別計画として位置付け、関連する「鈴鹿市教育振興基本計画」、「鈴鹿市立図書館サービス推進方針」、「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図ります。

（2）計画の対象

概ね0歳から18歳以下の子どもと子どもの読書活動を支える大人を対象とします。



（3）計画の期間

2017（平成29）年度から2023（令和5）年度までの7年間とし、2019（令和元）年度の「鈴鹿市総合計画2023」の前期基本計画終了時に、中間見直しとして、取組の検証を行い、改定しました。（図1参照）

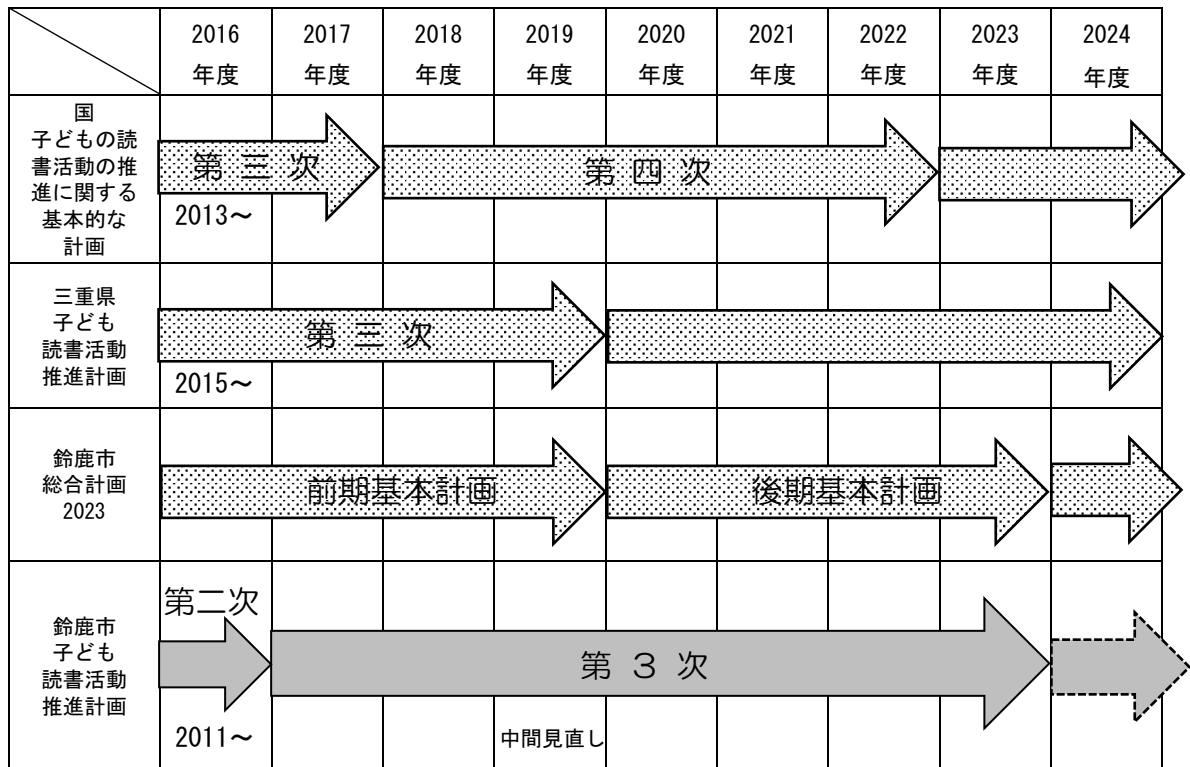


図1 計画期間

(4) 計画の進行管理

計画の推進に当たり、成果指標及び取組項目を設定し、PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクルによる進行管理を行い、必要に応じて見直しを図ります。



PDCAサイクル図

1 乳幼児期の読書活動推進の取組と課題

(1) 取組

- 保健センターでは、「プレパパ・ママコース*」や「離乳食コース*」で赤ちゃんの絵本の展示を実施しました。保健センターのロビーや応急診療所待合にも、図書コーナーを作り、幼児が本に親しめる場と機会を設定しました。しかし、絵本に関心を示して見る人は、限られていました。
- 乳児家庭全戸訪問事業*により、絵本（無償提供のもの）と「赤ちゃんのほんだな」（市立図書館発行）を対象の家庭に配布し、訪問時には、乳児期から親子で絵本を楽しんでもらえるよう働きかけました。実際どのように絵本を読んだらよいか、困っている人もいました。
- 1歳6か月児健康診査（2016（平成28）年度受診率98.3%）では、市立図書館職員による絵本の紹介コーナーの設置を、3歳児健康診査（2016（平成28）年度受診率95.8%）では、保育士が絵本の読み聞かせを行いました。しかし、関心のある人が主に見ている傾向がありました。
- 保育所・幼稚園等では、「絵本コーナー」を設置し、子どもの身近なところに絵本がある環境をつくり、幼児や保護者に貸し出しをしました。また、劇遊びなど様々な活動に絵本を取り入れました。子どもにとって絵本は身近なものとなりましたが、貸し出し等の際に、幼児の年齢や目的に合った本を選ぶための情報や蔵書数が不足しています。
- 保育所・幼稚園等では、読み聞かせが定着しました。保護者やボランティアによる読み聞かせや、隣接の小学校の児童や職場体験*に来る中学生による読み聞かせを実施している園もあります。しかし、読み聞かせの際、一人ひとりの子どもの発達段階や特性に応じた選書に難しさを感じている保育士や教職員がいます。
- 保育所・幼稚園等では、保護者へ、子どもが絵本を楽しんでいる姿を知らせるとともに、絵本の読み聞かせの大切さを啓発してきました。保護者の意識は向上しつつありますが、忙しさや手軽さからテレビや電子ゲーム等で余暇を過ごすことが多く、家庭で読み聞かせをしない保護者もわずかながらいます。

- 市立図書館では、本館児童閲覧室の「おはなしのへや*」（親子コーナー）で、毎月第2木曜日に、赤ちゃんや幼児を対象にしたおはなし会*を開催しました。江島分館でも赤ちゃんを対象とするおはなし会を毎月第1木曜日に開催しました。また、自宅において絵本に親しむきっかけづくりとして、赤ちゃんへの読み聞かせを行うための講座を開催しました。

しかし、赤ちゃん向けのおはなし会や赤ちゃんへの読み聞かせを行うための講座は、2014（平成26）年度から開始したため、保護者に読み聞かせの重要性について理解を広めるには、まだ不十分です。

- 公民館では、図書室及び図書コーナーを設け、市立図書館と連携し、月2回の配本の入れ替えや希望する図書の配本など充実を図ってきました。また、乳幼児が絵本に親しみを持つきっかけとして、読み聞かせ教室などを行いました。しかし、教室への参加者や図書コーナーを利用する人が限られています。

（2）今後の課題

- ◆ 絵本に関心を示してもらえよう赤ちゃん絵本の展示や配架の場所、紹介の方法の工夫
- ◆ 乳幼児健康診査を受診する保護者へ、読み聞かせの仕方等について、より丁寧な働きかけ
- ◆ 保育所・幼稚園等における所蔵絵本の充実
- ◆ 保育士や教職員の読み聞かせや選書に関するスキルアップ
- ◆ 保育所・幼稚園等や市立図書館、公民館における保護者への啓発と、親子で参加できる読書活動の推進

2 児童期における読書活動推進の取組と課題

(1) 取組

- 小学校では、日常的に、学校の教職員やボランティアによる読み聞かせや一斉読書の時間を設けるなど、読書に対する関心・意欲を高めるとともに、読書習慣づくりに努めてきました。しかし、小学校の中学年以降、年齢が上がるにつれ、読書量が減っていく傾向があります。
- 学校図書館巡回指導員*、ボランティアにより学校図書館の環境整備が進みました。（選書、コーナーづくり、掲示物作成、配架の工夫等）
- 2013・2014（平成25・26）年度には、「学校図書館学習情報センター機能強化事業」により、全小学校に百科事典や学習に必要な図書を配備したことで、学校図書館図書標準*の達成率が改善しました。しかし、依然、達成率は全国平均を下回っています。また、一人ひとりの特性や発達段階に応じた図書資料の整備が十分ではありません。

※鈴鹿市の小学校(30校)における学校図書館図書標準の達成状況

(文部科学省：学校図書館の現状に関する調査)

	25%未満	25～50%未満	50～75%未満	75～100%未満	図書標準達成(100%)
2011年度末	0校 (0%)	0校 (0%)	11校 (36.7%)	18校 (60.0%)	1校 (3.3%)
2013年度末	0校 (0%)	0校 (0%)	5校 (16.7%)	13校 (43.3%)	12校 (40.0%)
2015年度末	0校 (0%)	0校 (0%)	2校 (6.7%)	16校 (53.3%)	12校 (40.0%)
2015年度末 全国平均	0.4%	0.9%	8.0%	24.3%	66.4%

- 小学校では、言語活動*を充実させるため、国語科において「並行読書*」等の読書活動を取り入れました。また、各教科等で学校図書館の図書資料を活用した調べ学習*を行いました。しかし、児童が学習するための図書資料が十分ではありません。また、学習に適した図書資料を選ぶことに、教員は難しさを感じています。
- 小学校では、「学校だより」、「図書館だより」や「懇談」等により、保護者への読書活動に関する啓発を行いました。家庭において、親子で読書をする取組を促している学校もありました。
- 年に1回、子どもの読書や学校図書館運営に関する研修講座を開催し、教職員の資質向上を図りました。

- 市立図書館では、子どもの年齢が上がるとともに広がる様々な興味や関心に応えられるよう、幅広いジャンルの図書資料の収集に努めました。自分で本を選ぶ楽しみを味わえるように、館内にある本の検索機には子ども向けのページを設けるとともに、書架には分かりやすい表示を設置しました。
- 夏休みには、毎年恒例の手作り絵本教室や子ども映画会、読書啓発イベントなどを市立図書館で開催しました。しかし、各行事を子どもの日常の読書活動や市立図書館の利用につなげるには、まだ不十分です。
- 市立図書館と学校との連携を深めるため、団体貸出* に関する基準を整備しました。また、小学校の社会見学を積極的に受け入れました。学校が読書活動の充実を図る際、市立図書館の団体貸出サービスやレファレンスサービス* に対するニーズが、今後ますます高まると予想できます。
- 公民館では、児童が気軽に本を手にとできるように、図書室及び図書コーナーを設け、市立図書館と連携し、月2回の配本の入れ替えや希望する図書を配本するなど充実を図るとともに、読み聞かせ教室などを行いました。しかし、公民館を利用する児童が少ないのが現状です。

(2) 今後の課題

- ◆ 一斉読書のみならず、様々な読書活動の実施。特に、小学校中学年から高学年にかけて、絵本から読み物への橋渡しとなる読書活動の実施
- ◆ 学校図書館の図書資料の充実と小中学校間の相互貸借* による資料の有効活用
- ◆ 適切な選書や読書指導のための司書教諭*やその他教員のスキルアップ
- ◆ 学校図書館専門職員の配置についての検討
- ◆ 障がいのある児童、外国につながる児童に適した図書資料の充実と個々の多様なニーズに応じた読書支援
- ◆ 市立図書館の利用や家庭での読書を促すための普及・啓発
- ◆ 公民館における児童の興味や関心に合った配本の充実と児童を対象とした学習の中での読書活動の推進

3 青年期における読書活動推進の取組と課題

(1) 取組

- 中学校では、学校図書館の利用が少ない中学生に、学校図書館に対して興味を持ってもらえるよう、司書教諭（学校図書館担当者）と学校図書館巡回指導員が連携し、ブックトーク* を行ったり、学校図書館内の環境整備を行ったりしました。また、ボランティアの協力を得て、整備を行った学校もあります。しかし、生徒の特性や発達段階に適した図書資料の充実や多様なニーズに応じた図書資料の配備が十分ではありません。一方、学校図書館のスペースが狭く、新刊等を配架するためのスペースの確保に、困難を抱えている学校もあります。
- ほとんどの中学校で、一斉読書を取り入れていました。しかし、一斉読書以外に本を読む時間は全国平均と比べて少ない傾向にあり、学校段階が進むにつれ、読書量が少なくなっています。学校図書館に専門職員がいないため、学校図書館で生徒が本を借りるための開館時間の確保が困難な状況にあります。また、生徒の求めに応じた本を手渡すことが困難な状況にあります。
- 中学校では、自主的・自発的かつ協働的な学習活動を充実させるため、各教科等における学校図書館の活用が意識され始めてきたところです。しかし、授業での活用率はまだ低い状況にあります。
- 中学校では、「学校だより」、「図書館だより」や「懇談」等により、保護者への読書活動に関する啓発を行いました。また、親子で読書をする取組を行っている学校もありました。
- 年に1回、子どもの読書や学校図書館運営に関する研修講座を開催し、学校図書館を活用した授業や読書指導を行うための教職員の資質向上を図りました。
- 小学校と連携して、中学校区で「ノーマディア運動*」の取組をしている学校もありました。

○ 市立図書館では、児童書の中に混在し、探しにくかった中高生向けの本や一般書ではあるものの 10 代から読んでほしい本などを、ティーンズコーナー*に別置き、併せて同年代が参加する読書関連イベント等の情報を提供しました。また、自分のお気に入りの本や普段の何気ない気持ち・メッセージを貼り付ける掲示板（チョコっと言わせて）を実施したところ、大変好評でした。しかし、中学生・高校生にとって、市立図書館は学習するところというイメージが強いのが現状です。

○ 公民館では、図書スペースとして、図書室や図書コーナーを設け、市立図書館と連携し、月2回の配本の入れ替えや希望する図書を配本するなど充実を図ってきましたが、中学生・高校生の利用が少ないのが現状です。

（2）今後の課題

- ◆ 学校図書館の図書資料の充実
- ◆ 学校図書館のスペースを有効利用するための、適切な廃棄と図書準備室等の活用の工夫
- ◆ 中学校における、学校図書館の開館時間の見直し
- ◆ 学校図書館専門の職員の配置についての検討
- ◆ 障がいのある生徒、外国につながるの生徒に適した図書資料の充実と個々の多様なニーズに応じた読書支援
- ◆ 授業での学校図書館活用と図書資料の活用
- ◆ 市立図書館における中学生・高校生の職場体験の積極的な受け入れ
- ◆ 中学生・高校生が市立図書館や公民館を身近に感じるよう、魅力のある講演会や参加型のイベント等の実施
- ◆ 中学生・高校生の保護者への読書に関する啓発や学ぶ場づくり

4 鈴鹿市の子ども読書活動に関する調査結果

第3次推進計画を策定するに当たり、子どもたちの読書観や読書活動の現状を把握し、計画策定に当たっての基礎資料とすることを目的に、2016（平成 28）年2月に「鈴鹿市子ども読書活動に関するアンケート」を実施しました。

（1）調査対象

- ・ 保育所（園）及び幼稚園の5歳児クラスの保護者
- ・ 小学校2年生，4年生，6年生，中学校2年生，市内の高校2年生

（2）鈴鹿市の子どもの読書状況

<保育所（園）及び幼稚園の保護者>

- 84.7%の家庭で読み聞かせが行われています。多くが3歳未満という早い時期から始めています。
- 読み聞かせをまったくしない家庭もあります。5歳になると自分で読み始めるために読み聞かせをやめていく保護者もいます。

<小学生・中学生・高校生>

- 年齢が進むにつれて、読書が好きな子どもの割合が減っていきます。
- 1か月に読む本の冊数が1冊未満の児童・生徒は、小学生 4.1%，中学生 22.4%，高校生 45.7%でした。全国的な傾向と同じく年齢が高くなるにつれて読書量が低下しています。
- 小学生は、授業以外に学校図書館を利用する機会がありますが、中学生の約60%，高校生の約70%は、授業以外に学校図書館を利用していません。
- 家族に読み聞かせをしてもらう小学生の割合は、学年が上がると減少し、小学校6年生では、ほとんど読んでもらっていません。
- 市立図書館に「ほとんど、または全く行かない」児童・生徒が、小学生約40%，中学生約50%，高校生約70%います。
- 市立図書館の貸出カードを持っている小中学生の割合は高いですが、市立図書館で行っている「おはなし会」のことを半数以上の小中学生が知りません。
- 幼少期に読み聞かせをもらった記憶が多い高校生ほど、読書嫌いにならない傾向があります。

(3) 課題

- ◆ 市立図書館の利用方法や行事の広報，啓発
- ◆ 児童期における読書を通じた親子の交流と青年期の子どもを持つ保護者への読書活動推進の啓発
- ◆ 学業や習い事，部活等で忙しくなる小学校高学年から中学生・高校生の学校図書館を利用する時間の確保と読書への興味付け

1 計画のテーマ

子ども読書活動推進は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」にあるとおり、読書活動を推進することをもって「子どもの健やかな成長」を目的としています。

そこで、読書活動を推進することにより、めざす鈴鹿の子どもの将来像をテーマとして設定します。

テーマ： 自分を知る 人を知る 世界を知る 読書で広がる すずかっ子の未来

「自分を知る」とは … 心が広がる

読書をすることにより、物語の登場人物や筆者の様々な考え方や生き方に触れ、共感や感動、時には批判しながら、心の中で対話や自問自答を繰り返します。このとき、自分のものの見方や考え方や価値観といった自身の内面を見つめ直し、自己を成長させていくことができます。

「人を知る」とは … 想像が広がる

読書をすることにより、いろいろな人物の立場に立つことができ、様々な人間の感覚、感情、考えなどに対して、想像力を働かせることができます。このことは、多様な考えを認めたり、人とコミュニケーションをとる際や、この先起こりうることを予測したりする際の想像力につながります。

「世界を知る」とは … 視野が広がる

読書は、世界中のありとあらゆる英知に触れることができ、様々な人の生き方や考え方に触れるだけでなく、世界の様々な国や人々の暮らし、自然界に思いを馳せることができます。このことは、物事を多面的に見たり、俯瞰（ふかん）したりして、考える視野を広げることができます。

読書による、この3つの「知る」は、互いに関連し合いながら、子どもの立ち位置から横の広がりだけでなく、将来に向かう縦の広がりも表しています。子どもの持つ夢や希望の大きさや選択肢、そして実現の可能性の広がり、また、困難に向かう「解決策」の広がりにつながることをめざし、テーマの後半を「読書で広がる すずかっ子の未来」としています。

2 第3次推進計画における基本的な視点

(1) 発達段階に応じた読書活動の推進

子どもの読書活動は、読書についての知識やスキルの向上を伴いながら発達していく営みです。子どもの成長過程においては、個人差はあるものの、多くの子どもに共通して見られる発達段階ごとの特徴があります。各発達段階における特徴を踏まえた成長をそれぞれの段階で達成することで、子どもの継続性ある望ましい発達が期待されます。その発達過程と並行して、子どもの読書興味や書かれている文字や記号の意味を正確に、速く理解していく読書能力も発達していくと考えられています。よって、子どもの発達段階ごとの読書能力や資質、興味や関心を十分認識し、それに合った方策が必要です。

そこで、第3次推進計画では、子どもの発達段階を「乳幼児期（0歳から就学前まで）」、「児童期（小学生）」、「青年期（中学生から18歳）」の3つに分け、それぞれの発達段階における読書活動の意義や特徴を次のようにとらえ、それぞれに応じた読書活動推進の取組を示します。

乳幼児期の子どもの読書活動

乳幼児期は、特に、人とのやりとりや五感を通した実体験を大切にしたいときです。この時期に、絵本を通して、家族をはじめとする身近な大人の生の声を子どもに届け、温かな時間を共有することで、本の楽しさを知り、その後の自主的な読書活動につながります。何よりも、「自分を愛してくれる人がいるのだ」と悟る経験は生涯を通じて重要です。

また、保育所・幼稚園等においても、読み聞かせに十分親しみ、耳からの読書体験を積むことが大切です。

語りかけから、絵本を使った読み聞かせを身近な大人が自発的に、継続的に行える工夫が必要です。

児童期の子どもの読書活動

字が読めるようになる児童期においても、家族や学校の教職員による日常的な読み聞かせを続けたい時期です。小学校低学年では、学校図書館の利用も始まり、やさしい読み物を自分で読むようになり、読書に親しみ、読書の楽しさを知る時期です。子どもの関心がどんどん外へ向かう中学年は、読書の量と幅を広げる時期です。様々な本に興味を持たせ、少し長い文章にも挑戦させます。高学年になると、物語の登場人物や、ノンフィクションや伝記等の著者や偉人の生き方、考え方にふれ、自身の生き方や社会について考えるようになります。娯楽としての読書とテーマを持った読書の両方を経験し、読んだ本について人と交流したり、複数の資料で調べたことを、比較・評価したりする力も育てたいときです。

青年期の子どもの読書活動

自己の向上や社会への関心も高まり、徐々に大人の読書との境がなくなってくると思います。勉強や部活動が忙しくなるこの時期から、読書離れが少しずつ進んでいきます。小学生の時の読書体験が豊かな子どもと、そうでない子どもの差が広がるときでもあります。本の紹介やブックトーク等、読書に関する情報提供や、学校生活の中に学校図書館を利用する時間や読書をする時間を意図的に設けることが大切です。また、総合的な学習の時間等に、メディアの特性を生かした効果的な調べ方の学習をするなど、一層授業と連携した読書活動が重要なときです。

このような発達段階ごとの特徴を踏まえるとともに、本市のこれまでの取組や調査結果から明らかになった課題を下に、「保護者」・「地域」・「保育所・幼稚園等」・「学校」・「行政（関係機関）」が連携協力しながら、それぞれの発達段階に応じた読書活動推進を図るための施策を考えます。

（２）３つの基本目標

第３次推進計画では、子どもの発達段階ごとに、「環境づくり」、「出会いづくり」、「人づくり」の３つの基本目標に沿って、家庭・地域・学校等が連携し、社会全体で読書活動推進のための取組を進めます。

基本目標Ⅰ：環境づくり … 本と親しむ物的環境の整備

子どもにとって魅力があり、多様なニーズに応えることができる図書資料や施設設備等の充実を図ります。

基本目標Ⅱ：出会いづくり … 本と親しむ機会の充実

子どもを対象とする読み聞かせやお話し会等の機会、家庭での読書活動、学校図書館・市立図書館の利活用や朝の読書等、日常的な読書活動を充実することにより、読書の習慣化を図ります。また、一人ひとりのニーズや読書状況に合わせた支援をします。

※第３次推進計画における「であい」とは、子どもと本との「であい」を意味するため、「人と事物とのであい」を表す「合う」の字を用います。

基本目標Ⅲ：人づくり … 普及・啓発と人材育成

保護者をはじめとする子どもを取り巻く地域社会全体で、読書活動の意義や重要性について理解が深まるよう、地域、学校等が連携して普及・啓発を図るとともに、司書、司書教諭の人材育成等の人的環境の整備を進めます。また、ボランティアの養成やスキルアップを支援します。

なお、これら３つの基本目標は、互いに関連し合っています。

(3) 施策の体系



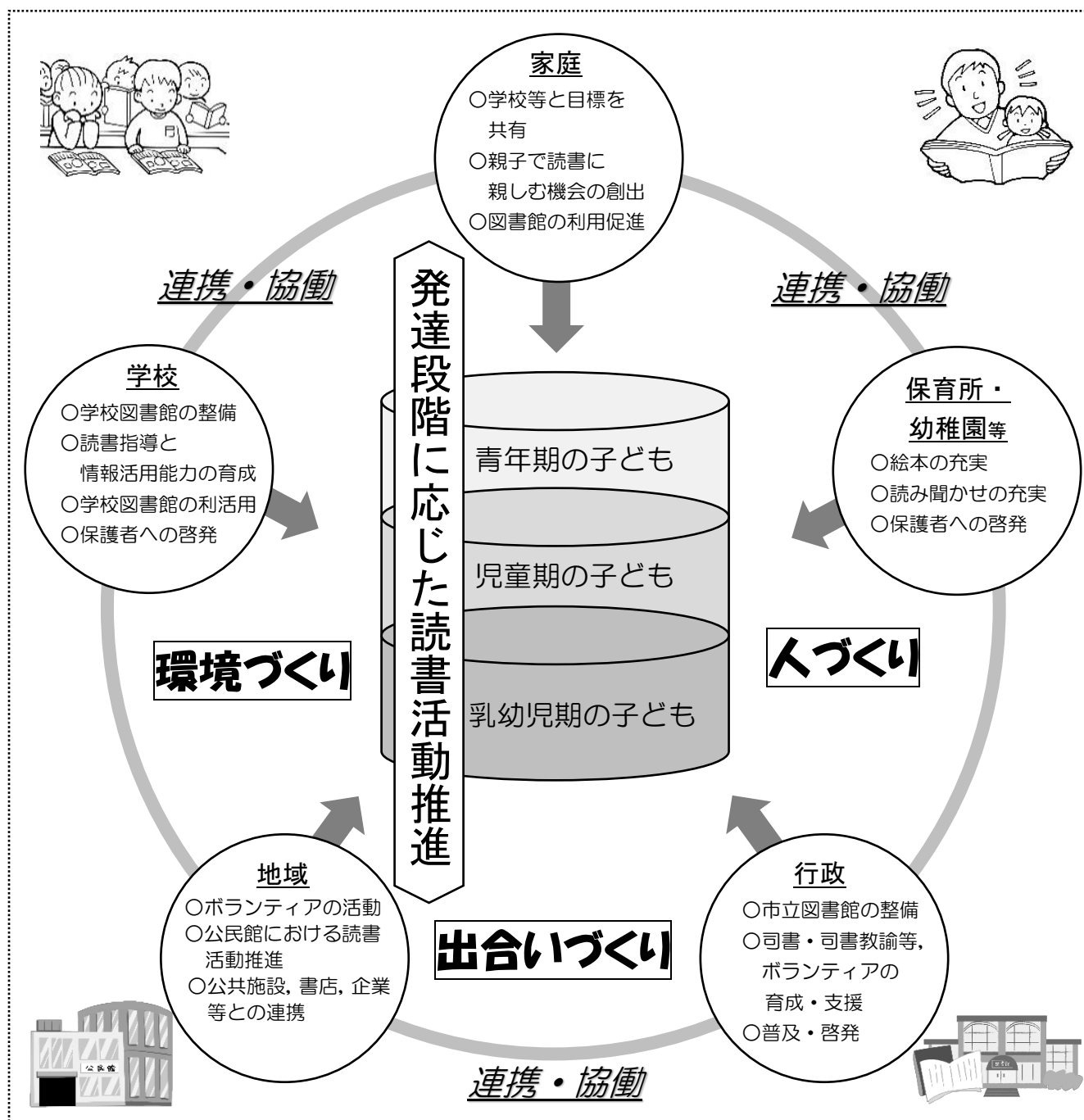
自分を知る 人を知る 世界を知る

読書で広がる すずかっ子の未来

★自分を知る …… 読書で心が広がる

★人を知る …… 読書で想像が広がる

★世界を知る …… 読書で視野が広がる



第4章

子どもの発達段階に応じた読書活動推進 のための方策

3つの 基本 目標

家庭、地域、学校等が連携し、子どもの発達段階に応じて、読書活動の推進を図ります。

- I 環境づくり …本と親しむ物的環境を整備します。
- II 出合いづくり…本と親しむ機会を充実させます。
- III 人づくり …普及・啓発と人材育成に取り組みます。

乳幼児期 の子ども の読書活動推進

環境 づくり

- ① 保護者や乳幼児が絵本等に触れ、楽しめる読書空間づくり
- ② 乳幼児の興味・関心に合った絵本等の充実
- ③ 一人ひとりの発達に応じた環境整備

出合い づくり

- ① 家庭における絵本等を通じた触れ合いづくり
- ② 幼児が絵本等に親しみ、楽しむ機会づくり
- ③ 一人ひとりの興味・関心に応じた読書支援

人 づくり

- ① 家庭での読み聞かせの普及・啓発
- ② 保育士や教職員の読書活動推進に関する知識・技術の向上
- ③ 保護者やボランティアが子どもの本や読書活動について学ぶ場の提供

児童期 の子ども の読書活動推進

環境 づくり

- ① 児童が本を身近に感じる魅力的な読書空間づくり
- ② 児童の主体的な学びを支える図書資料の計画的な収集
- ③ 児童一人ひとりのニーズに応じた環境整備

出合い づくり

- ① 小学校や家庭での日常的な読書活動の充実と読書の習慣化
- ② 学校図書館の利活用の推進
- ③ 児童一人ひとりのニーズに応じた読書支援

人 づくり

- ① 家庭で大人と子どもが一緒に読書を楽しむことの普及・啓発と支援
- ② 小学校教職員や司書教諭の読書活動推進に関する知識・技術の向上
- ③ ボランティア等の育成と活動の充実

青年期 の子ども の読書活動推進

環境 づくり

- ① 生徒の本や読書への興味・関心が高まる読書空間づくり
- ② 生徒の主体的な学びを支える図書資料や情報環境の整備
- ③ 生徒の多様なニーズに応じた環境整備

出合い づくり

- ① 読書活動を通して人と人とが触れ合う機会づくり
- ② 学校図書館・市立図書館の利活用の推進
- ③ 生徒一人ひとりのニーズや読書状況に応じた働きかけ

人 づくり

- ① 保護者の読書活動への関心を高める情報提供と意識啓発
- ② 中学校教職員や司書教諭の読書活動推進に関する知識・技術の向上
- ③ 中学生・高校生やボランティアへの本や読書について学ぶ場の提供
と読書活動推進の担い手の育成

1 乳幼児期の子どもの 読書活動推進

(1) 環境づくり



① 保護者や乳幼児が絵本等に触れ、楽しめる読書空間づくり

ア 幼児健診（1歳6か月児健康診査，3歳児健康診査）等や応急診療の待ち時間に利用できるよう，保健センターのロビーや応急診療所に乳幼児向けの絵本をそろえ，気軽に絵本に親しめる図書コーナーを常設します。

イ プレパパ・ママコース（妊婦対象）や離乳食コース等で絵本を展示するコーナーを設置します。

ウ 保育所・幼稚園等に，年齢に応じ，子どもの興味・関心や季節に合った絵本コーナーを設置します。また，子どもが絵本を身近に感じ，自ら取り出してじっくりと触れられるよう，絵本の配置や展示を工夫します。

エ 保育所・幼稚園等では，保育者の保育参加の機会や未就園児の親子が来園する機会に，親子で絵本に触れたり，読書を楽しんだりするスペースを確保します。

オ 市立図書館では，親子がじゅうたんの上でじっくり本や紙芝居を選び，読み聞かせをしながら楽しい時間を過ごせるよう，本館の「おはなしのへや」及び江島分館をいっそう魅力ある空間にします。

カ 公民館では，市立図書館と連携し，定期的に配本の入れ替えを行うなど，保護者や乳幼児が手軽に楽しめる図書コーナーの充実を図ります。

② 乳幼児の興味・関心に合った絵本等の充実

ア 保健センターのロビーの図書コーナーやプレパパ・ママコース、離乳食コース等での絵本のコーナーに、乳幼児期にお勧めの「食べもの」、「生きもの」、「乗りもの」等の絵本を充実します。

イ 保育所・幼稚園等に、年齢や発達に応じたいろいろな分野の絵本（生活絵本、科学絵本、昔話絵本、言葉あそび絵本、図鑑等）や紙芝居等を充実します。

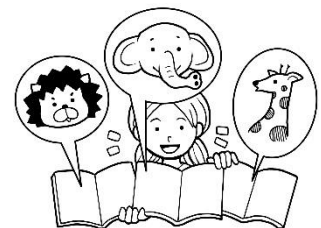
ウ 市立図書館では、たくさんの中から関心の持てる絵本を選べるよう、「食べもの」、「生きもの」、「乗りもの」等、様々なテーマに沿った絵本を充実します。

エ 公民館では、市立図書館と連携し、保護者が希望する絵本等のリクエスト*の受付や予約等のサービスの充実を図ります。

③ 一人ひとりの発達に応じた環境整備

ア 保育所・幼稚園等では、一人ひとりが満足して読書活動に親しめるよう、発達や経験の違いを視野に入れ、絵本や視聴覚資料*等を整備します。

イ 市立図書館では、英語をはじめとする外国語の絵本や、点字つき絵本*等を充実します。



乳幼児期の子どもの 読書活動推進

(2) 出会いづくり



① 家庭における絵本等を通した触れ合いづくり

ア 1歳6か月児健康診査時に、市立図書館が作成する「あかちゃんのほんだな（0,1,2歳の絵本ガイド）」で案内している絵本を市立図書館職員が持参し、保護者に手に取ってもらえるようにするとともに、子どもに読み聞かせをします。

イ 3歳児健康診査時に、保護者と子どもを対象に保育士による読み聞かせをします。

ウ 保育所・幼稚園等では、親子で参加するお話し会など、親子で読書活動を楽しめる機会を設けます。また、家庭での読み聞かせを通して親子の触れ合いを深めるために、絵本の貸出しを行います。

エ 「子ども読書の日」（4月23日）や秋の読書週間等、読書にちなんだ日に合わせて、様々な読書活動を推進します。

オ 読書の幅を広げるため、乳幼児の発達段階に応じた「推薦図書リスト」を作成します。

カ 公民館では、読み聞かせなど、親子で絵本等に親しみ、絵本等の楽しさを一緒に体験できる講座等の充実を図ります。

② 幼児が絵本等に親しみ、楽しむ機会づくり

ア 保育所・幼稚園等では、保育の中で、絵本・紙芝居等の読み聞かせ、視聴覚資料を使ったお話、パネルシアター*、手遊び* など、様々な題材や手法を用いた活動を推進します。

イ 保育所・幼稚園等では、中学生等の職場体験実習で読み聞かせを行うなど、異年齢交流による、多様な読書の機会を提供します。

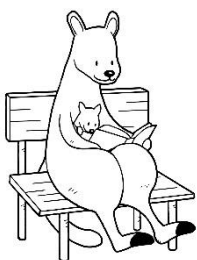
ウ 保育所・幼稚園等では、様々な人との交流を通して、絵本等を楽しむ機会が提供できるよう、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせを進めます。

エ 市立図書館では、「赤ちゃん向けおはなし会」を、季節ごとに工夫を凝らしながら継続して開催します。

③ 一人ひとりの興味・関心に応じた読書支援

ア 保育所・幼稚園等では、一人ひとりの生活経験や興味・関心を把握し、ニーズに応じた絵本を手渡したり、読み聞かせをしたりするなど、全ての子どもが楽しめる読書活動を推進します。

イ 保育所・幼稚園等に在籍する外国につながる子どものための、母語の絵本の充実や母語による読み聞かせの機会を設け、多文化を共有できる読書活動を推進します。



乳幼児期の子どもの 読書活動推進

(3) 人づくり



① 家庭での読み聞かせの普及・啓発

ア 「子ども読書の日」（4月23日）や秋の読書週間等を活用し、家庭での読み聞かせを促すための普及・啓発を行います。

イ 市内の全ての乳児を対象とした乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）を実施する際に、市立図書館作成の「あかちゃんのほんだな（0.1.2歳の絵本ガイド）」を配布し、保護者に絵本の読み聞かせの大切さを普及・啓発します。

ウ 保育所・幼稚園等では、絵本の楽しさや読み聞かせの大切さを通信で知らせたり、おすすめ絵本のリストを配布したりするなど、保護者の読書活動への理解を深め、家庭における読み聞かせ等を促します。

エ 公民館では、図書コーナーの紹介や読書活動に関する講座やサークルを案内するとともに、読書活動の意義や重要性について保護者に理解を深めてもらうための啓発を行います。

② 保育士や教職員の読書活動推進に関する知識・技術の向上

ア 保育士や教職員を対象とした子どもの読書活動推進に関する研修の機会を設けます。

イ 保育士や教職員が、子どもの本や読書に関する研修会に参加したり、職員同士で勉強会を開いたりすることにより、良質な絵本等の選書や絵本の読み聞かせの仕方などの知識・技術の向上を図ります。

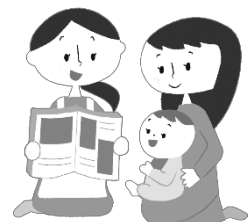
③ 保護者やボランティアが子どもの本や読書活動について学ぶ場の提供

ア 市立図書館では、乳幼児期の読み聞かせの重要性に注目し、より多くの保護者に参加していただける「赤ちゃん向け読み聞かせ講座」を開催します。

イ 保育所・幼稚園等では、保護者向けの「たより」や保護者会、講演会等で読書の大切さを伝えたり、保護者自身が読み聞かせを体験したりする機会を設けます。

ウ 保育所・幼稚園等で活動するボランティア等の育成やスキルアップを支援するために、講習会を開催します。また、講習会等の研修の場を紹介します。

エ 公民館では、読書活動についての理解を深めるため、保護者やボランティアを対象に、乳幼児の年齢に応じた絵本の紹介や選び方、読み聞かせの技法などを学ぶ講座等を開催します。



2 児童期の子どもの 読書活動推進

(1) 環境づくり



① 児童が本を身近に感じる魅力的な読書空間づくり

ア ボランティアと連携し、児童が興味を持ち、手に取りやすい学校図書館の配架、展示の工夫をします。

イ 学校図書館や市立図書館内で児童が自ら本や資料を探ることができるよう、サイン* や書架の見出しを工夫します。また、児童の読書意欲を喚起するために、季節や学習内容に応じた掲示やコーナーの設置を行います。

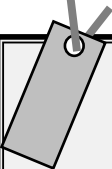
ウ 小学校では、調べ学習や探究的な学習* に資するよう、学校図書館内の掲示や展示を工夫します。また、模型や実物、児童の作品等の学習成果物を展示します。

エ 公民館では、市立図書館と連携し、定期的に配本の入れ替えを行い、魅力的で手軽に楽しめる図書コーナーの充実を図るとともに、児童が希望する図書のリクエストの受付、予約等のサービスを充実します。



② 児童の主体的な学びを支える図書資料の計画的な収集

- ア 小学校における，図書資料を使った調べ学習等を充実させるため，必要に応じて，図書館の団体貸出を利用したり，小中学校間で相互貸借を行ったりするなどの連携を強化し，図書資料の充実を図ります。
- イ 学校図書館は，児童及び教職員のニーズに応じた調和のとれた蔵書構築*を行います。
- ウ 学校図書館図書標準の達成をめざし，図書資料の廃棄と更新が適切に行われるよう，廃棄基準*を定めるとともに，基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行います。
- エ 小学校と市立図書館が連携し，学校図書館に蔵書として望ましい図書を整備します。
- オ 市立図書館では，幅広いジャンルの資料を収集し，百科事典や図鑑だけでなく，調べ学習に役立つような学校支援用の図書資料も充実を図ります。



③ 児童一人ひとりのニーズに応じた環境整備

- ア 小学校では，司書教諭や学級担任が特別支援教育コーディネーター*，国際教室*担当者，養護教諭等と連携し，児童一人ひとりが満足して読書活動に親しめるよう，個々のニーズに幅広く対応できる絵本，視聴覚資料やDAISY（デイジー）図書*，日本で暮らしていくために役立つ本や多文化理解の本等を整備します。
- イ 市立図書館では，外国語の資料，視聴覚資料，障がいのある児童向け録音図書*や点字つき絵本等を充実します。

児童期の子どもの 読書活動推進

(2) 出会いづくり



① 小学校や家庭での日常的な読書活動の充実と読書の習慣化

ア 小学校では、一斉読書のほかにも、その時期にふさわしい読み継がれた本を読む機会を設けるなど、絵本から読み物へ移行するための読書活動の充実を図ります。

イ 小学校では、親子読書* 等、家庭での読書の取組を進めます。

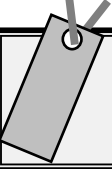
ウ 「子ども読書の日」（4月23日）や秋の読書週間等、読書にちなんだ日に合わせて、様々な読書活動を推進します。

エ 読書の幅を広げるため、児童の発達段階に応じた「推薦図書リスト」を作成します。

オ 市立図書館では、小学生向けおはなし会を通じて読書の楽しさを知ってもらうため、ボランティアとともに、おはなし会の充実を図ります。

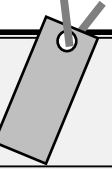
カ 市立図書館では、小学校の社会見学を積極的に受け入れ、さらに児童自らが興味を持って参加するイベントを開催することで、読書活動の推進を図ります。

キ 公民館では、小学生が、本に親しみ、読書の楽しさや大切さを学ぶことができる講座等の充実を図ります。



② 学校図書館の利活用の推進

- ア 学習指導要領に基づき，児童が主体的に読書活動や調べ学習等ができるよう，学校図書館の利活用を各教科等の指導計画に位置付けます。
- イ 児童が学校図書館を日常的に利用できるよう，図書館まつりや図書委員会活動の活性化等，各学校の実情に応じた読書活動を推進します。
- ウ どの子も，正しい利用の仕方を身に付け，目的に応じて，効果的に学校図書館を利用できるよう指導の充実を図ります。



③ 児童一人ひとりのニーズに応じた読書支援

- ア 小学校では，司書教諭や学級担任，特別支援教育コーディネーターや国際教室担当者，養護教諭等が連携し，全ての児童が読書活動を楽しめるよう，個々の特性や興味・関心を把握し，一人ひとりのニーズに応じた読書活動を推進します。
- イ 小学校では，外国につながりのある児童のための，母語の絵本の充実や母語による読み聞かせの機会を設け，多文化を共有できる読書活動や，特別な支援を必要とする児童の特性に合わせた，ＩＣＴ機器等を活用した読書活動を充実します。
- ウ 市立図書館では，読書に慣れていない小学生が本の楽しさに出合うきっかけとなるような啓発イベントを開催し，低・中・高学年それぞれに合わせたおすすめの本の案内を配布します。



児童期の子どもの 読書活動推進

(3) 人づくり



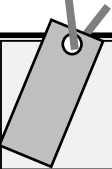
① 家庭で大人と子どもと一緒に読書を楽しむことの 普及・啓発と支援

ア 「子ども読書の日」（4月23日）や秋の読書週間等を活用し、通信等
を利用しながら、親子読書や家庭での読書を促すための普及・啓発を行い
ます。

イ 小学校では、家庭においてノーマディア運動等に取り組み、読書の時間
を設け、子どもと一緒に本を読んだり、図書館や書店に出かけたりするな
ど、子どもの読書習慣づくりに努めるよう働きかけます。

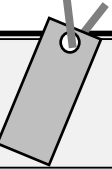
ウ 公民館では、図書コーナーの紹介や読書活動に関する講座やサークルの
案内を行い、家庭における読書活動の意義や重要性を啓発します。





② 小学校教職員や司書教諭の読書活動推進に関する知識・技術の向上

- ア 児童が読書活動に興味関心を持つように、教職員自身が読書に親しみ、学校図書館を利用する姿を示します。
- イ 適切な選書や読書指導のための司書教諭やその他の教員を対象とした研修の機会を設けます。
- ウ 司書教諭が学校図書館に関する業務に、より専念できるよう、司書教諭の授業時間軽減をはじめとする教職員の協力体制の確立や校務分掌を整備し、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりを進めます。
- エ 学校図書館巡回指導員の派遣を充実し、学校図書館運営を支援します。
- オ 市立図書館と小学校が連携し、司書による教職員へのレファレンスサービスや助言を行い、小学校における読書活動を支援します。



③ ボランティア等の育成と活動の充実

- ア 児童会活動である図書委員会の活動を活性化します。
- イ 小学校は、読書活動の充実と学校図書館の環境整備のため、保護者や地域のボランティア等、多様な主体と積極的に連携します。
- ウ 市立図書館では、小学校や地域で活躍する読み聞かせ及び修理のボランティア育成のため、初心者向けと、経験者向けの2つの育成講座を、内容を充実し今後も継続して開催します。
- エ 公民館では、ボランティア等を育成する講座を開催するとともに、読書活動を推進するため、ボランティアを活用した読み聞かせなどの講座を開催します。

3 青年期の子どもの 読書活動推進

(1) 環境づくり



① 生徒の本や読書への興味・関心が高まる読書空間づくり

ア ボランティア等と連携して、適切な廃棄と図書準備室等の活用を進め、学校図書館のスペースの有効活用を図ります。

イ 学校図書館や市立図書館では、子どもから大人への成長期に対応する小説、ブックガイド*，進路や仕事に関する本，趣味や部活動に関する本などを集めたコーナー（ティーンズコーナー）の充実を図ります。

② 生徒の主体的な学びを支える図書資料や情報環境の整備

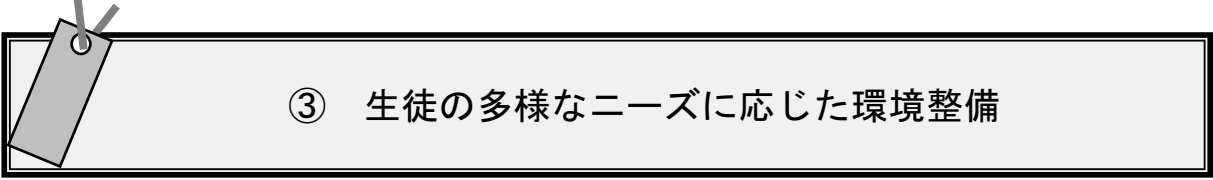
ア 総合的な学習の時間における調べ学習等，授業で活用でき，生徒及び教職員のニーズに応じた調和のとれた蔵書構築を行います。

イ 中学校では、生徒の将来設計や多様な興味関心に対応するために魅力的な図書資料の整備・充実を図ります。

ウ 学校図書館図書標準の達成をめざし、図書資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、廃棄基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行います。

エ 中学校と市立図書館が連携し、学校図書館に蔵書として望ましい図書を整備します。

オ 市立図書館では、ティーンズコーナーを設け、ティーンズ向けの本のリスト作成やホームページでの情報発信を行います。



③ 生徒の多様なニーズに応じた環境整備

ア 中学校では、司書教諭や学級担任及び教科担当者が、特別支援教育コーディネーターや国際教室担当者、生徒指導担当者、養護教諭等と連携し、一人ひとりが満足して読書活動に十分に親しめるよう、個々の多様なニーズに幅広く対応できる図書、視聴覚資料やDAISY図書を整備します。

イ 中学校では、外国につながりのある生徒が、日本で暮らしていくために役立つ本や多文化理解の本の整備を進めます。また、多言語に翻訳できる電子辞書を活用し、一人ひとりへきめ細やかに支援します。

ウ 中学校では、一人ひとりの能力・適性・興味・関心や進路等を考えた選書を行います。

エ 中学校では、生徒が利用しやすい学校図書館の開館時間を検討します。

オ 市立図書館では、多様なニーズの把握に努め、幅広く図書資料を収集し、ティーンズコーナーの整備・充実を図ります。

青年期の子どもの 読書活動推進

(2) 出会いづくり



① 読書活動を通して人と人が触れ合う機会づくり

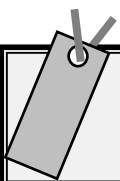
ア 中学校では、同世代同士が本を読んで、感想を書き合う、語り合う等の交流ができるような機会を設けます。

イ 中学校では、職場体験等で、保育所・幼稚園等における読み聞かせを通して、生徒と幼児が絵本の楽しさを共有できる機会を設けます。

ウ 読書の幅を広げるため、生徒の発達段階に応じた「推薦図書リスト」を作成します。

エ 市立図書館では、同年代が参加する読書関連イベントを開催するとともに、おすすめの本、メッセージ・イラスト等の掲示板の設置を継続し、本や、本を通じた交流の場との出会いづくりを支援します。

オ 公民館では、中学生や高校生が乳幼児や小学生との交流を深められるような取組を推進します。



② 学校図書館・市立図書館の利活用の推進

- ア 学習指導要領に基づき，生徒が主体的に読書活動や調べ学習等ができるよう，学校図書館の利活用を各教科等の指導計画に位置付けます。
- イ 生徒が学校図書館を日常的に利用できるよう，図書委員会活動の活性化等，各学校の実情に応じた読書活動を推進します。
- ウ 中学生や高校生が市立図書館を身近に感じ，来館しやすいようなイベントを実施します。



③ 生徒一人ひとりのニーズや読書状況に応じた働きかけ

- ア 中学校では，司書教諭や学級担任及び教科担当者，特別支援教育コーディネーターや国際教室担当者，生徒指導担当者，養護教諭等が連携し，全ての生徒が読書活動を楽しめるよう，一人ひとりの生徒の特性に合わせた読書活動を充実します。
- イ 中学校では，一人ひとりの能力・適性・興味・関心や進路等に留意した読書指導を行います。
- ウ 市立図書館では，ＬＬブック*のコーナーを設け，一人ひとりの特性に応じた読書活動ができるよう支援します。
- エ 興味を持った本やテーマについて，インターネットによる検索，本の予約や貸出可能になった際のメール連絡等，市立図書館の便利な利用方法を積極的にＰＲします。

青年期の子どもの 読書活動推進

(3) 人づくり



① 保護者の読書活動への関心を高める情報提供や意識啓発

ア 「子ども読書の日」(4月23日)や秋の読書週間等を活用し、読書に関する様々な情報を発信し、読書の重要性を啓発します。

イ 中学校では、図書だより等の通信で学校図書館の取組の様子やイベント等を保護者に紹介するとともに、ノーメディア運動等に取り組み、家庭で本を読む時間を確保する等、生徒の読書習慣の確立を図ります。

ウ 市立図書館では、鈴鹿市内外の図書館等が開催する講演会やイベントに関する情報及び就労に関する情報を提供し、保護者に対する読書啓発を行います。

エ 公民館では、図書コーナーの紹介や読書活動に関する講座やサークルの案内を行い、家庭における読書活動の意義や重要性を啓発します。



② 中学校教職員や司書教諭の読書活動推進に関する知識・技術の向上

- ア 適切な選書や読書指導のための司書教諭やその他の教員を対象とした研修の機会を設けます。
- イ 司書教諭が学校図書館に関する業務に、より専念できるよう、司書教諭の授業時間軽減をはじめとする教職員の協力体制の確立や校務分掌を整備し、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりを進めます。
- ウ 学校図書館巡回指導員の派遣を充実し、学校図書館運営を支援します。
- エ 市立図書館と中学校が連携し、司書による教職員へのレファレンスサービスや助言を行い、中学校における読書活動を支援します。



③ 中学生・高校生やボランティアへの本や読書について学ぶ場の提供と読書活動推進の担い手の育成

- ア 中学校では、図書委員会活動等を活性化し、生徒が主体的に活躍できる機会を設けます。
- イ 市立図書館では、中学生や高校生の職場体験を積極的に受け入れ、市立図書館や図書館業務への理解を向上させるとともに、読書のすばらしさを広げます。
- ウ 公民館では、ボランティアを育成する講座を開催するとともに、読書活動を推進するため、ボランティアを活用した読み聞かせなどの講座を開催します。

4 第3次推進計画 取組項目 担当課一覧

乳幼児期 の子どもの読書活動推進		
環境 づ く り	① 保護者や乳幼児が絵本等に触れ、楽しめる読書空間づくり	
	ア 保健センター・応急診療所に図書コーナーの常設	健康づくり課
	イ プレパパ・ママコースや離乳食コース等で絵本展示コーナーの設置	健康づくり課
	ウ 保育所・幼稚園等に、絵本コーナーの設置と絵本の配置や展示の工夫	子ども育成課 教育指導課
	エ 保育参加の機会等に読書を楽しむスペースの確保	子ども育成課 教育指導課
	オ 市立図書館の「おはなしのへや」及び江島分館の魅力ある空間づくり	図書館
	カ 乳幼児の保護者と子どもが楽しめる公民館の図書コーナーの充実	地域協働課 図書館
	② 乳幼児の興味・関心に合った絵本等の充実	
	ア 保健センターのロビーやプレパパ・ママコース等での絵本コーナーの絵本の充実	健康づくり課
	イ 保育所・幼稚園等の絵本や紙芝居の充実	子ども育成課 教育指導課
	ウ 市立図書館の絵本の充実	図書館
	エ 公民館における絵本等のリクエストの受付や予約などのサービスの充実	地域協働課 図書館
出 合 い づ く り	③ 一人ひとりの発達に応じた環境整備	
	ア 子どもの発達や経験の違いを視野に入れた絵本や視聴覚資料等の整備	子ども育成課 教育指導課
	イ 図書館における外国語の絵本や点字つき絵本の充実	図書館
	① 家庭における絵本等を通した触れ合いづくり	
	ア 1歳6か月児健康診査時における保護者と子どもへの読み聞かせ	健康づくり課 図書館
	イ 3歳児健康診査時における保育士による読み聞かせ	健康づくり課
	ウ 保育所・幼稚園等での話し会の開催や、絵本の貸出し	子ども育成課 教育指導課
	エ 「子ども読書の日」や読書週間等に合わせた様々な読書活動の推進	健康づくり課 子ども育成課 教育指導課・図書館 地域協働課
	オ 「推薦図書リスト」の作成	健康づくり課 子ども育成課 教育指導課・図書館
	カ 公民館における親子で絵本等に親しみ楽しめる講座等の充実	地域協働課
	② 幼児が絵本等に親しみ、楽しむ機会づくり	
	ア 保育所・幼稚園等での様々な題材や手法による読書活動の実施	子ども育成課 教育指導課
	イ 保育所・幼稚園等での中学生等の職場体験学習による読み聞かせ	子ども育成課 教育指導課
	ウ 保育所・幼稚園等での保護者やボランティアによる読み聞かせ	子ども育成課 教育指導課
	エ 市立図書館での「赤ちゃん向けおはなし会」の開催	図書館
	③ 一人ひとりの興味・関心に応じた読書支援	
	ア 一人ひとりの生活経験や興味・関心の把握と、ニーズに応じた選書・読み聞かせ	子ども育成課 教育指導課
	イ 外国につながるのある子どものための、絵本の充実や読み聞かせ	子ども育成課 教育指導課

人 づ く り	① 家庭での読み聞かせの普及・啓発		
	ア 「子ども読書の日」や読書週間等を活用した家庭での読み聞かせの普及・啓発		健康づくり課 子ども育成課 教育指導課・図書館 地域協働課
	イ 乳児のいる保護者への絵本の読み聞かせの大切さの普及・啓発		健康づくり課 図書館
	ウ 保育所・幼稚園等で、絵本の楽しさや読み聞かせの大切さの啓発とおすすめ絵本の情報提供		子ども育成課 教育指導課
	エ 公民館における、保護者に対する読書活動の意義や重要性の啓発と情報提供		地域協働課
	② 保育士や教職員の読書活動推進に関する知識・技術の向上		
	ア 保育士や教職員への研修の機会の提供		教育指導課 図書館
	イ 保育士や教職員の研修への参加と職員同士の勉強会の実施		子ども育成課 教育指導課
	③ 保護者やボランティアが子どもの本や読書活動について学ぶ場の提供		
	ア 市立図書館での「赤ちゃん向け読み聞かせ講座」の開催		図書館
	イ 保育所・幼稚園等で、保護者向け「たより」の発行や講演会等の開催		子ども育成課 教育指導課
	ウ 保育所・幼稚園等で活動する読書ボランティア等を対象とする講習会等の開催		子ども育成課 教育指導課 図書館
	エ 公民館で保護者やボランティアを対象に、乳幼児向け絵本の選書や読み聞かせに関する講座の開催		地域協働課

児童期 の子どもの読書活動推進		
環境づくり	① 児童が本を身近に感じる魅力的な読書空間づくり	
	ア 児童が興味を持つ配架、展示の工夫	教育指導課
	イ 学校図書館、市立図書館内のサイン、書架見出しの工夫、季節や学習内容に応じた掲示やコーナーの設置	教育指導課 図書館
	ウ 学習に資する掲示や展示の工夫と学習成果物の展示	教育指導課
	エ 公民館の図書コーナーの充実とリクエストの受付、予約などのサービスの充実	地域協働課 図書館
	② 児童の主体的な学びを支える図書資料の計画的な収集	
	ア 小学校における市立図書館の団体貸出の利用と小中学校間の相互貸借等の連携強化	教育指導課
	イ 調和の取れた学校図書館の蔵書構築	教育指導課
	ウ 廃棄基準に沿った適切な廃棄と更新	教育指導課
	エ 学校図書館の望ましい図書整備のための市立図書館との連携	教育指導課 図書館
	オ 市立図書館における学校支援用の図書資料の充実	図書館
	③ 児童一人ひとりのニーズに応じた環境整備	
	ア 個々のニーズに幅広く対応できる絵本、視聴覚資料、DAISY図書、多文化理解の本等の整備	教育指導課
	イ 市立図書館における外国語の資料、視聴覚資料、録音図書、点字つき絵本等の充実	図書館
出合いづくり	① 小学校や家庭での日常的な読書活動の充実と読書の習慣化	
	ア 絵本から読み物へ移行するための読書活動の充実	教育指導課
	イ 親子読書等、家庭読書の取組の充実	教育指導課
	ウ 「子ども読書の日」や読書週間等に合わせた様々な読書活動の推進	教育指導課 図書館 地域協働課
	エ 「推薦図書リスト」の作成	教育指導課 図書館
	オ 市立図書館におけるおはなし会の充実	図書館
	カ 市立図書館における小学校の社会見学の積極的受け入れや児童が興味を持つイベントの開催	図書館
	キ 公民館での、小学生が読書の楽しさや大切さを学ぶ講座等の充実	地域協働課
	② 学校図書館の利活用の推進	
	ア 各教科等の指導計画に位置付けた学校図書館の利活用	教育指導課
	イ 学校図書館を日常的に利用できる読書活動の推進	教育指導課
	ウ 学校図書館の利用指導の充実	教育指導課
	③ 児童一人ひとりのニーズに応じた読書支援	
	ア 個々の特性や興味関心を把握し、ニーズに応じた読書活動の推進	教育指導課
	イ 外国につながるのある子どもや特別な支援を必要とする児童の特性に合わせた読書活動の充実	教育指導課
	ウ 啓発イベントの開催とおすすり本の案内の配布	図書館

人 づ く り	① 家庭で大人と子どもと一緒に読書を楽しむことの普及・啓発と支援		
	ア	「子ども読書の日」や読書週間等を活用した家庭読書の普及・啓発	教育指導課
	イ	ノーメディア運動等に取り組むことによる家庭での子どもの読書習慣づくり	教育指導課
	ウ	公民館の図書コーナーや読書活動に関する講座やサークルの案内と家庭での読書活動の啓発	地域協働課
	② 小学校教職員や司書教諭の読書活動推進に関する知識・技術の向上		
	ア	教職員自身の読書や学校図書館利用の推進	教育指導課
	イ	司書教諭やその他教員を対象とした研修の機会の提供	教育指導課
	ウ	教職員の読書活動推進のための体制づくり	教育指導課
	エ	学校図書館運営の支援に当たる学校図書館巡回指導員の派遣の充実	教育指導課
	オ	司書による教職員へのレファレンスサービスや助言	図書館 教育指導課
	③ ボランティア等の育成と活動の充実		
	ア	図書委員会活動の活性化	教育指導課
	イ	保護者や地域のボランティア等との積極的な連携	教育指導課
	ウ	ボランティアの育成講座の開催	図書館
	エ	公民館での読書ボランティアの育成講座や読書ボランティアを活用した講座の開催	地域協働課

青年期 の子どもの読書活動推進		
環境づくり	① 生徒の本や読書への興味・関心が高まる読書空間づくり	
	ア 学校図書館のスペースの有効活用	教育指導課
	イ ティーンズコーナーの充実	教育指導課 図書館
	② 生徒の主体的な学びを支える図書資料や情報環境の整備	
	ア 授業で活用できる調和のとれた学校図書館の蔵書構築	教育指導課
	イ 生徒の将来設計や多様な興味関心に対応する図書資料の整備・充実	教育指導課
	ウ 廃棄基準に沿った適切な廃棄と更新	教育指導課
	エ 学校図書館の望ましい図書整備のための市立図書館との連携	教育指導課 図書館
	オ ティーンズ向けの本のリスト作成とホームページでの情報発信	図書館
	③ 生徒の多様なニーズに応じた環境整備	
	ア 個々の多様なニーズに対応できる図書、視聴覚資料、DAISY図書の整備	教育指導課
	イ 外国につながりがある子どもに役立つ本や多文化理解の本の整備と多言語に翻訳できる電子辞書の活用	教育指導課
	ウ 一人ひとりの能力・適正・興味・関心・進路等を考えた選書	教育指導課
	エ 中学校の学校図書館の開館時間の検討	教育指導課
	オ 幅広い図書資料の収集とティーンズコーナーの整備・充実	図書館
出会いづくり	① 読書活動を通して人と人との触れ合う機会づくり	
	ア 同世代同士が本を読んで交流できる機会の提供	教育指導課
	イ 中学校の職場体験等による中学生と幼児の絵本を通じた交流	教育指導課
	ウ 「推薦図書リスト」の作成	教育指導課 図書館
	エ 年代が参加する読書関連イベントの開催や本を通じた交流の場の提供	図書館
	オ 公民館における中学生、高校生と乳幼児、児童との交流を深める機会の提供	地域協働課
	② 学校図書館・市立図書館の利活用の推進	
	ア 各教科等の指導計画に位置付けた学校図書館の利活用	教育指導課
	イ 学校図書館を日常的に利用できる読書活動の推進	教育指導課
	ウ 中学生、高校生が来館しやすいイベントの実施	図書館
	③ 生徒一人ひとりのニーズや読書状況に応じた働きかけ	
	ア 一人ひとりの生徒の特性に合わせた読書活動の充実	教育指導課
	イ 一人ひとりの能力・適正・興味・関心・進路等に留意した読書指導	教育指導課
	ウ L.L.ブックのコーナー設置による読書活動の支援	図書館
	エ 市立図書館の便利な利用方法のPR	図書館

人 づ く り	① 保護者の読書活動への関心を高める情報提供と意識啓発		
	ア	「子ども読書の日」や読書週間等を活用した読書活動の啓発	教育指導課 図書館 地域協働課
	イ	保護者への学校図書館の取組の紹介と、ノーマディア運動等に取り組むことによる家庭での生徒の読書習慣の確立	教育指導課
	ウ	鈴鹿市内外の図書館等のイベントや就労に関する情報の提供	図書館
	エ	公民館における、保護者に対する読書活動の意義や重要性の啓発と情報提供	地域協働課
	② 中学校教職員や司書教諭の読書活動推進に関する知識・技術の向上		
	ア	司書教諭やその他教員を対象とした研修の機会の提供	教育指導課
	イ	教職員の読書活動推進のための体制づくり	教育指導課
	ウ	学校図書館運営の支援に当たる学校図書館巡回指導員の派遣の充実	教育指導課
	エ	司書による教職員へのレファレンスサービスや助言	図書館 教育指導課
	③ 中学生・高校生やボランティアへの本や読書について学ぶ場の提供と読書活動推進の担い手の育成		
	ア	中学校における図書委員会活動の活性化	教育指導課
	イ	市立図書館における中学生、高校生の職場体験の受け入れ	図書館
	ウ	公民館での読書ボランティアの育成講座や読書ボランティアを活用した講座の開催	地域協働課

第5章

成果指標と成果目標

第3次推進計画を進めるに当たり、子どもの読書活動が効果的に推進されているかを客観的に測るため、次のとおり指標を設定します。

		めざす 成果	指標	実績		目標数値 2023 年度
乳幼児期 の子どもの読書活動推進	環境 づくり	家庭や保育所・幼稚園等で、読み聞かせを楽しんでいる。	保育所（園）・幼稚園等に通う5歳児の家庭で、保護者による読み聞かせが週に1回以上行われている割合 【鈴鹿市子ども読書活動に関するアンケート】	54.1% 2015 年度	65.6% 2019 年度	70.0%
	出会い づくり		市立図書館における6歳以下の人口一人当たりの年間貸出冊数	5.9 冊 2015 年度	6.8 冊 2018 年度	7.0 冊
	人 づくり					
児童期 の子どもの読書活動推進	環境 づくり	読書の楽しさを知り、読書習慣が身についている。	読書が好きな市内小学校児童の割合 【全国学力・学習状況調査*】	73.0% 2016 年度	73.3% 2019 年度	76.0%
	出会い づくり		学校の授業時間以外に、普段（月～金）、1日当たり読書を「まったくしない」市内小学校児童の割合 【全国学力・学習状況調査】	24.1% 2016 年度	24.2% 2019 年度	21.0%
	人 づくり					
青年期 の子どもの読書活動推進	環境 づくり	目的や状況に応じて本を選択し、時間をつくって読書をしている。	学校の授業時間以外に、普段（月～金）、1日当たり読書を「まったくしない」市内中学校生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	46.6% 2016 年度	46.5% 2019 年度	44.0%
	出会い づくり		昼休みや放課後、学校が休みの日に、学校図書館や地域の図書館に「ほとんどまたはまったく行かない」市内中学校生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	70.7% 2016 年度	70.4% 2019 年度	68.0%
	人 づくり		市立図書館における 13～18 歳の人口一人当たりの年間貸出冊数	1.86 冊 2015 年度	2.1 冊 2018 年度	2.2 冊



用語解説

資料 1

本文中に「*」を記した語句を解説

用 語	意 味
I C T 機器	I C Tとは、Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。I C T 機器とは一般に PC、プロジェクタ、デジタルカメラ等の情報通信機器のこと。
一覧性	ひと目で全体が見渡せるようにまとめられていること。
閲覧性	書物や書類などを調べたり読んだりすること。
LL ブック	LL はスウェーデン語で、「やさしく読みやすい」を意味する言葉の略。LL ブックとは、障がいのある人などが読みやすいよう、図や写真を多く使うなどの工夫をして作られた本のこと。
LGBT	L（レズビアン＝女性同性愛者）、G（ゲイ＝男性同性愛者）、B（バイセクシュアル＝両性愛者）、T（トランスジェンダー＝生まれたときの法的(生物学的)・社会的性別とは一致しない、またはとらわれない生き方を選ぶ人などを表現する包括的な言葉。一般的に性同一性障害も含む）の総称。 「性的少数者」、「性的マイノリティ」という言葉も LGBT と同様の意味合いで用いられる。
お話し会 おはなし会 ※市立図書館では 「おはなし会」と表記	子どもを対象に季節やテーマに沿って、絵本等の読み聞かせ、手遊び、パネルシアター、ストーリーテリング（語り手が物語を覚えて、聞き手に語ること）などを行う催し。
おはなしのへや	市立図書館の児童閲覧室の中にあり、じゅうたん敷きで赤ちゃんや小さい子どもに読み聞かせができる部屋。赤ちゃんにおすすめの絵本コーナーがあり、おはなし会の会場にもなる。
親子読書	一般的に、家庭で親が子どもに読み聞かせをし、親子一緒に絵本を楽しむ活動を指すが、親子で 1 冊の本を交互に読んだり、同じ時間に別々の本を揃って読んだり形態は様々であり、総称して「親子読書」や「家読（うちどく）」ということがある。読んだ後の感想の交流までを含むこともある。



学習指導要領等	「学習指導要領等」は、学習指導要領及び幼稚園教育要領を指す。学習指導要領とは、全国どここの学校でも一定の水準が保てるよう、学校教育法施行規則に基づき、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準のこと。また、幼稚園における教育課程の基準を幼稚園教育要領という。
学校司書	専ら学校図書館の職務に従事する職員。 「学校図書館法の一部を改正する法律」により、2015(平成27)年度から、学校に置くように努めなければならないとされている。
学校図書館 巡回指導員	学校図書館を活性化させ、子どもたちの読書活動や学習活動及び図書館運営を支援するために、小中学校を巡回し指導する図書館司書、図書館司書補、司書教諭の資格等をもつ指導員。
学校図書館 図書標準	1993（平成5）年に文部省が設定した公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。
学校図書館の現状に関する調査	学校図書館に関する行政上の参考とするため、学校図書館の現状（学校図書館への司書教諭等の配置状況や図書の整備状況、読書活動の状況等）について文部科学省が都道府県教育委員会等を通じて行う調査。
グローバル化	政治・経済、文化など様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報など様々なやり取りが行われる現象。
言語活動	言語活動とは、「話す」、「聞く」、「書く」、「読む」という個人的及び社会的な場において展開される言葉に関する活動。学校教育では、各教科・領域等において、児童生徒の思考力、判断力、表現力等を育む観点から、記録、要約、説明、論述、討論などといった言語活動の充実が求められている。
検索性	文献・カード・ファイル・データベース・インターネットなどの中から必要な情報を探すこと。
合理的配慮	学校や図書館等において、体制や費用などに負担のかかり過ぎない範囲において、一人ひとりの子どものニーズに基づき、状況に応じた変更や調整を行うこと。
国際教室	公立学校に在籍する外国人児童生徒の学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うために、個別の指導や補充的な指導など、特別な指導形態を交えながら適応指導や日本語指導を行う教室。



サイン	学校図書館や図書館の利用者が、求めている図書資料やサービスに確実にたどりつけるように設置する案内表示。
司書教諭	「学校図書館法」第 5 条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務に携わる職員で、教員免許状を有し司書教諭講習を修了した教諭をもって充てる。「学校図書館法の一部を改正する法律」により、2003（平成 15）年度から 12 学級以上の学校に配置されている。
視聴覚資料	文字ではなく、画像、映像、音声によって情報を記録した資料。
職場体験	生徒が事業所等の職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動。
調べ学習	知りたいこと、興味を持っていることについて、図書や実地見学、実験・観察など、いろいろな方法で調べ、まとめ、発表すること。
自立した読書人	他にも「自立した読者」、「自立した読み手」という言葉があるが、自ら目的や必要に応じて本を手に取り、自分の力で読むことを楽しんだり、情報を適切に活用したりして、自らの内面を耕していくことのできる読み手。
説明文	ある物事を取り上げて、その内容や意味をよく知らない人にそれがどんなものか分かるように解き明かした文章。
全国学力・学習状況調査	文部科学省が 2007（平成 19）年度から年に 1 回実施している学力に関する調査。対象は小学 6 年生と中学 3 年生、教科は国語と算数・数学（年度により、理科、英語が追加）からなる。また、学力を問う問題だけでなく、学校と児童生徒に対し、生活習慣や学習環境などのアンケート調査も実施。
相互貸借	図書館同士が所蔵している図書資料を貸し借りすること。
蔵書構築	図書館の蔵書が、図書館のサービス目的を実現する構造となるように、資料を選択、収集し、計画的・組織的に蔵書を形成、維持、発展させていく意図的なプロセス。



探究的な学習	児童生徒が【課題を設定】し、様々な手立てを講じて【情報の収集】を行い、集めた情報を【整理・分析】して思考し、自分の考えとして【まとめ・表現】する活動、この知的な営みを発展的に繰り返すこと。
団体貸出	図書館が団体登録利用者に対して、図書館資料を貸し出すこと。図書館や団体によってサービスの内容は異なる。
手遊び	手や腕等を歌に合わせて動かして遊ぶこと。短い時間で、気軽に楽しめるため、お話し会の中で取り入れることが多い。
ティーンズコーナー	中学生・高校生世代を中心とした 10 代向けの本を集めたコーナー。
DAI SY 図書	DAI SYとは、Digital Accessible Information SYstem の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳される。視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格。 マルチメディア化されたDAI SY図書を利用することにより、次のようなことが可能になる。 ①文字を読み上げる音声を聞きながら、画面上の文字を読み、本と同じ絵や写真を見ることができる。 ②音声で読み上げるフレーズの色が変わるハイライト機能により、どこを読んでいるかが分かる。 ③声のスピードや文字の大きさ、文字や背景の色を選択できる。 ④持ち運びができるタブレットなどでも視聴でき、どこでも利用が可能である。
適書を適者に 適時に	読書指導の基本として示されることが多い原理。 適書…良書が必ずしも適書ではなく、読者が求めているもの、読者に何を与えるべきかを見極め、それに適合する図書のこと。 適者…発達段階、能力、興味や関心、環境といった個人差を正確に把握し、図書に適合する読者のこと。 適時…図書を手渡すのに適切な時期のこと。
点字つき絵本	印刷されている絵を樹脂インクで盛り上げて触って分かるようにし、文字は点字と普通の文字で書かれており、見える人と見えない人が一緒に楽しめるように工夫されたもの。
読書スタイル	読む対象の媒体や場所や補助具や機器の活用などをさす。
読書ニーズ	「こんな本が読みたい」という、本等の内容や読みやすさに関する要求のこと。

特別支援教育 コーディネーター	各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、また保護者からの相談窓口などの役割を担う者。
--------------------	--



乳児家庭 全戸訪問事業	生後4か月までの全ての乳児家庭を対象に訪問員が、家庭訪問により子育て情報の提供等を実施する事業。
ノーメディア 運動	テレビやゲームなどへの過度の接触や依存を防ぐため、テレビを見ない、ゲームをしない時間を過ごすことで、生活習慣の見直しを図ること。地域や学校の実態に応じて、家庭での読書活動推進と併せて取り組む所もある。



廃棄基準	学校図書館において蔵書を点検評価し、廃棄を行う場合の拠りどころとして、客観性のある成文化した基準。
パネルシアター	毛羽立ちのいい布（パネル布）を貼った舞台（パネル）に、不織布（Pペーパー）に絵を描いて切り取った絵人形を貼ったりはずしたり、動かしたりしながら、歌やお話に合わせて演じること。
ブックガイド	おすすめの本を紹介するために書かれた本。
ブックトーク	子どもたちや図書館の利用者を対象に、特定のテーマに関する一連の本をエピソードや、主な登場人物、著作者の紹介、あらすじも含めて本への興味を起こさせる工夫をしながら紹介すること。
不読率	1か月に1冊も本を読まない子どもの割合。
プレパパ・ママ コース	妊婦とその配偶者を対象に、助産師による赤ちゃんの抱き方、オムツの交換方法等を体験により学ぶ教室。
並行読書	指導のねらいをよりよく実現するために、学習中に教材文以外の本や文章を情報として取り入れ、学習内容と関連付けながら読み取っていく学習。
保存性	そのままの状態を保つこと。データを記憶媒体に記憶すること。



みえの学力向上 県民運動	三重県教育委員会が2012（平成24）年11月から実施している子どもたちの学力を育むための県民総参加による取組。
-----------------	--



リクエスト	図書館未所蔵資料の購入や借用サービスのこと。
離乳食コース	乳児のいる保護者を対象に、栄養士による離乳食の講話、栄養相談等を行う教室。
レファレンス サービス	何らかの情報あるいは図書資料を求めている利用者に対して、図書館員が求められている情報あるいは図書資料を提供ないしは提示することによって援助すること、及びそれに関わる諸業務。
録音図書	視覚障がい者のために、文字資料を音読して録音した図書。
論説文	ある物事に関して、筆者が自分の考えを相手に伝え、相手を説得するという目的を持つ文章。論説文は、社会でそのときに話題になっている事柄を取り上げることが一般的。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料 3

第3次鈴鹿市子ども読書活動推進計画策定に係る 意見聴取のための市民委員会 委員名簿

任期：2016（平成28）年6月～2017（平成29）年3月

（順不同，敬称略）

区 分	委員名
学識経験者	水野 典子
公募市民委員	麻生 瑞樹
公募市民委員	河合 和子
公募市民委員	高田 克明
社会教育関係 鈴鹿市 PTA 連合会	森 絵里
読書ボランティア 代表	木村 由美子
鈴鹿市立図書館協議会委員	森川 克美
高校生	岡田 拓実
高校生	飯田 眞子

第3次鈴鹿市子ども読書活動推進計画（改定版）

（発行日）令和2年3月

（発 行）鈴鹿市

（編 集）文化スポーツ部文化振興課

〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

TEL 059-382-7619

FAX 059-382-9071

E-mail bunkashinko@city.suzuka.lg.jp